

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2944号)

令和4年7月22日

横情審答申第2944号

令和4年7月22日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和2年6月2日栄福第287号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成18年から令和元年7月1日までの栄区民生委員・児童委員名簿（別紙のとおり）のうち、栄区特定住所地の部分」及び「栄区民生委員・児童委員名簿（令和元年12月1日）のうち、栄区特定住所地の部分」の一部開示決定並びに「横浜市栄区特定住所地を担当する民生委員・児童委員の委嘱状」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成18年から令和元年7月1日までの栄区民生委員・児童委員名簿（別紙のとおり）のうち、栄区特定住所地の部分」及び「栄区民生委員・児童委員名簿（令和元年12月1日）のうち、栄区特定住所地の部分」を一部開示とした決定並びに「横浜市栄区特定住所を担当する民生委員・児童委員の委嘱状」を非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1) 民生委員・児童委員の氏名を記載した公文書 但し委嘱された者で、横浜市栄区特定住所の特定住宅内の居住者又は担当で10年ないし15年分の名簿に記載された文書 委嘱状の氏名及び公印のある文書を含む」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年4月8日付で行った「平成18年から令和元年7月1日までの栄区民生委員・児童委員名簿（別紙のとおり）のうち、栄区特定住所の部分」（以下「文書1」という。）の一部開示決定、「栄区民生委員・児童委員名簿（令和元年12月1日）のうち、栄区特定住所の部分」（以下「文書2」という。）の一部開示決定及び「横浜市栄区特定住所を担当する民生委員・児童委員の委嘱状」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以上3件の処分を総称して「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

- (1) 文書1及び文書2については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

非開示とした個人の氏名、住所及び電話番号は、個人に関する情報であって特定の個人を識別するものであることから、同号本文に該当する。また、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (2) 文書3については、条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

文書3は、栄区長から民生委員・児童委員に交付しており、また、実施機関ではその写しも保有していないことから、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示部分のすべてに不服があるので、審査請求する。
- (2) 委嘱された民生委員・児童委員の氏名、委嘱期間、担当地区は公開しても個人情報情報は守られる。
- (3) 任期中の氏名と担当地区を公開し、任期が終了するやいなやそれらの公開対象を非公開とするのは不適法な扱いである。
- (4) 委嘱状そのものではなくても委嘱者の氏名は残っているのであるから継続した委嘱者名と再び数月後又は数年後委嘱された者を区別して非公開としたのは特段の理由がないのであるから公開原則に著しく違反している。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 民生委員に係る事務について

ア 民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から、生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動を行う非常勤特別職の公務員で、その任期は3年である。

また、民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により、児童委員に充てられたものとされるため、児童委員を兼ねている。

イ 横浜市に置かれる民生委員は、それぞれが割り当てられた担当区域で活動する。

また、民生委員法第20条第1項では、民生委員は民生委員協議会を組織しなければならないことが規定されており、全ての民生委員は、自らの担当区域が属する地区の地区民生委員児童委員協議会に所属している。

ウ 民生委員に係る地域住民からの問い合わせへの対応等の民生委員の活動に係る事務は、各区の福祉保健センター福祉保健課で行っている。

##### (2) 本件審査請求文書について

ア 文書1及び文書2は、栄区福祉保健センター福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）が作成した民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の平成18年から令和元年までの名簿のうち、特定住所地が属する地区の部分である。

当該部分には、特定住所地が属する地区名、担当区域並びに民生委員の氏名、住所及び電話番号が記載されている。

実施機関は、文書1のうちの民生委員の氏名、住所及び電話番号並びに文書2のうちの民生委員の住所及び電話番号を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

イ 文書3については、実施機関では保有していないことから、非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができることを規定している。もともと、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、文書1及び文書2の非開示部分は本号に該当すると主張しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 民生委員の任期は3年であり、3年ごとに一斉改選が行われ、全ての民生委員について、任期満了に伴う新たな委嘱が行われる。なお、本件請求があった令和2年3月23日に現職にあった民生委員の任期は、令和元年12月1日から令和4年11月30日までである。

また、任期満了に伴う委嘱のほかに、欠員が生じた場合及び増員が必要な場合には、欠員の補充及び増員に係る委嘱が行われる。この委嘱は7月1日と12月1日に行われ、その任期は、次の一斉改選の日の前日までである。このため、民生委員によって任期の末日が異なるということはない。

(イ) 民生委員の名簿は、一斉改選による新たな委嘱や欠員の補充及び増員に係る委嘱の時期に作成されるが、欠員が生じていない等の理由により名簿の内容に変更がない場合には、作成されない。

(ウ) 民生委員は、地域住民の立場から、担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員であるから、地域住民に民生委員の氏名が公表されている。また、民生委員への相談を希望する地域住民に対しては、福祉保健課から電話番号についても伝えているが、住所は

伝えていない。したがって、現職の民生委員の氏名は、公表されていることから、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」に当たるが、その住所及び電話番号は、何人にも公にされているわけではないことから、これに当たらないものと考えている。

- (エ) 過去に民生委員であった者（以下「元民生委員」という。）については、民生委員ではなく私人であるから、地域住民に氏名を公表していないし、住所及び電話番号も伝えていない。

したがって、元民生委員の氏名、住所及び電話番号は地域住民に周知されているものではなく、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」には当たらないものと考えている。

- (オ) 本件請求があった令和2年3月23日に現職にあった民生委員の任期の始期は、令和元年12月1日からであるから、平成18年1月1日から令和元年11月30日までの民生委員の名簿の一部である文書1に記載されているのは、元民生委員の個人に関する情報であり、令和元年12月1日の民生委員の名簿の一部である文書2に記載されているのは、現職の民生委員の個人に関する情報である。

- (カ) なお、民生委員は再任されることがあるが、任期ごとに新たな委嘱を受けるので、再任されて現職の民生委員であったとしても、過去の任期に係る情報は、元民生委員の情報として扱っている。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 文書1の非開示部分は、元民生委員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、元民生委員は私人であるから、その氏名、住所及び電話番号について地域住民に周知されていないとの実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、文書1の非開示部分は、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」に該当しない。また、文書1の非開示部分は、本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、本号ただし書ウの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」ともいえないことから、これらにも該当しない。

- (イ) 文書2の非開示部分は、現職の民生委員の個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

文書２の非開示部分は、上記イ(ウ)の実施機関の対応を踏まえれば、何人も知りうる状態におかれている情報であるとはいえない。

したがって、文書２の非開示部分は、本号ただし書アの「慣行として公にされ・・・ている情報」とはいえないことから、これに該当しない。また、文書２の非開示部分は、本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とはいえず、本号ただし書ウの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」ともいえないことから、これらにも該当しない。

(4) 文書３の不存在について

ア 実施機関によれば、文書３の原本は、民生委員の一斉改選の際に栄区長から横浜市栄区特定住所地を担当する民生委員に交付しており、また、原本の写しを作成し、実施機関において保有することはしていないとのことであった。

イ この実施機関の説明に不自然な点はなく、そのほかに、文書３の存在を推認させる事情は認められない。したがって、文書３を保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、文書１及び文書２を一部開示とした決定並びに文書３を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 6 月 2 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 6 月 19 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第 259 回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第 340 回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第 382 回第二部会)	・諮問の報告
令和 4 年 4 月 8 日 (第 415 回第二部会)	・審議
令和 4 年 4 月 27 日 (第 416 回第二部会)	・審議
令和 4 年 5 月 18 日 (第 417 回第二部会)	・審議